

八千代市入札契約適正化委員会
令和4年度第1回定例会議 書面審議録

日 時 令和4年8月2日（火）から令和4年8月31日（水）
委 員 高橋委員長，添田委員，菊川委員
事務局 契約課長，契約課職員，経営企画課長，経営企画課職員
担当課職員 事業担当課長及び職員

7月中旬より過去最多の新型コロナウイルス感染者が確認され続けている状況を踏まえ、感染防止対策として、書面開催に変更し審議を行った。

議 題

1 報告（委員会運営要領第3条第2項関係）

- 第1号 入札・契約案件一覧表について
- 第2号 指名停止業者一覧表について
- 第3号 苦情処理一覧表について

2 抽出事案の調査審議

- (1) 八千代工業団地1号線舗装補修工事
- (2) 路面下空洞調査業務委託
- (3) 衛生センターし尿処理施設運転管理業務委託
- (4) 空気呼吸器式（面体付き）及び面体（単体）購入
- (5) 村上1157番地先配水管改良工事
- (6) 八千代1号幹線浸水対策管渠布設（オープンシールド工法下流部）工事

議題

1 入札及び契約手続の運用状況の報告について

令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について、書面により報告があった。

2 抽出案件の調査審議について

財務部契約課及び上下水道局経営企画課において令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に契約した案件の中から、合計6件を抽出し審議を行った。

(1) 抽出事案1「八千代工業団地1号線舗装補修工事」

【主な質問・意見等】

- 増額変更は、現地掘削により当初設計の想定と異なっていたことから仕方がないものと判断されますが、このような工事ではよくある変更なのでしょうか。例えば、今回は、舗装断面と路盤材の条件に当初設計との相違が生じており、これらは事前に把握することは難しいと判断して宜しいでしょうか。また、いくつかの変更が生じていますが、全て増額につながる変更と考えて宜しいでしょうか。

土木維持課で発注している舗装補修工事における発注時の既設舗装断面の決定については、道路築造時及び補修時の資料、事前の試掘結果等を基に決定しておりますが、補修工事の履歴が反映されていない場合もあることから、すべての工事において事前に把握することは困難であるため、相違があった場合は変更の手続きを行っております。

また本工事の変更金額につきましては、全体としては増額となっておりますが、アスファルト舗装に係る内容については発注時の既設厚150mmに対し、現況は第1工区で100mm、第2工区は120mmと少ない結果となっていたため、この部分は減額となっております。

- 変更契約により、請負代金が16%も増額したことが気になります。変更理由として、アスファルト層と路盤の厚さが想定とは異なっていたことと路盤材が想定とは異なっていたことを挙げております。

1 そもそも厚さや路盤材についての想定は、何に基づいてなされた

ものでしょうか。過去の工事資料の検討や道路のサンプリング調査等をした上で想定されたものなののでしょうか。

- 2 変更工事の内容からして、増加請負代金額に相当する内容の工事であったといえるのでしょうか。言える場合には、そのように考える根拠についてもご教示ください。

本工事の既設舗装断面については、同一路線において平成31年度に実施している工事の結果を踏まえ既設舗装断面を決定しております。

また、増加請負代金については既設舗装断面の相違による変更であり、相違の内容については打合せ簿で受注業者と市で確認したうえで変更の対象としており設計変更ガイドラインにおいても現場条件の変更については認められているものであることから適切な変更であると考えております。

また「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」において発注者は、分別解体等及び再資源化等に要する費用の適正な負担を行うことと定められていることから、必要な変更内容と考えております。

- 変更契約により当初予算の105.6%になっています。路盤廃材が当初の予算見込みより増加した事が工事費増加の主な原因との事ですが、これらの路盤廃材の量の事前の調査報告は、どのようになされているのかお伺いします。

発注時の既設舗装断面については同一路線で平成31年度に実施している工事の結果を踏まえ既設舗装断面を決定しております。

本工事のように工事着手後に既設舗装断面の相違が判明した場合は、受注業者より工事打合せ簿を通じ報告を受け、必要に応じ現場に臨場し確認した上で変更の指示を行い、その後変更契約を行う流れになります。

- 本工事の変更金額については、増額分は受注者からの連絡で、把握し易いと思いますが、減額分が発生した場合はどのように把握しているのかお伺いします。

既設舗装断面の相違のように現場条件の相違が発生した場合は、増加分だけではなく減額分も含め工事打合せ簿を通じ報告を受け、必要に応じ現場に臨場し確認したうえで金額の変更の手続きを行っております。

(2) 抽出事案2「路面下空洞調査業務委託」

【主な質問・意見等】

- 予定価格と落札価格が大きく乖離していますが、その理由をお伺いした。設計金額と入札内訳書を見比べると、各項目で金額が低く設定されていますが、この要因はどのようなところにあるのでしょうか。また、6者の入札金額の差も大きいのですが、今回のような調査業務では良くあることなのでしょうか。

変更理由は二次調査が当初設計10箇所想定から46箇所と増加したことです。この増えた36箇所の単価はどのような取扱いになっているのでしょうか。単純に増額分を36で割ると設計金額設定されている単価よりも高いのですが、他の理由で増額が生じているのかお伺いします。

予定価格と落札価格の乖離につきまして、全体の落札率として47.2%と大幅に低い結果となっておりますが、入札結果を精査いたしますと業務に直結する直接調査費及び直接人件費の落札率は7割～9割と無理のない範囲で下げている事に対し、諸経費及び一般管理費については設計額は直接人件費等に対し約50%程度計上しておりますが、落札価格は直接人件費等に対し約20%割程度に抑えており、利益等に係る部分を下げていることがわかるため、業務としての品質は確保しつつ、この業務を受注したいという落札業者の意思の結果と考えております。

また入札金額の各業者の差につきましては、委託業務は指名競争入札であること及び最低制限価格の設定が無いことから、応札業者の金額にバラつきが生じることは起こりえると考えております。

次に変更内容につきましては、二次調査箇所数及び二次調査結果の解析数の変更となっております。単価につきましては当初設計では二次調査として昼間施工でのハンディー型地中探査機＋スコープ調査10箇所を想定しておりましたが、二次調査は道路を規制し調査すること、埋設管への影響等を考慮し実施する必要があるため、昼間施工でのハンディー型地中探査機＋スコープ調査を26箇所、夜間施工でのハンディー型地中探査機＋スコープ調査を19箇所、夜間施工でのハンディー型地中探査機のみ1箇所の46箇所に変

更していることから、単価は高くなります。

○ 変更契約を締結した結果、当初の契約金額よりも約31.3パーセントも上昇しています。

1 契約金額をこのように大幅に変更しなければならなかった理由の一つとして、当初二次調査を要する箇所を10箇所と想定していたとのことでしたが、10箇所と想定していた理由についてお伺いします。

2 二次調査の実施箇所を46箇所に変更したとのことですが、本工事内訳書を確認すると、単純に単価を乗じると増額分は約92万円にすぎませんが、この2倍以上の約203万円にも増額した理由を説明してください。

二次調査は、一次調査の結果により空洞の可能性がある箇所に対し詳細調査として実施するため、発注時の箇所数は想定として計上となります。想定根拠としては土木学会での資料を基に10km当たり2箇所と定め、路線延長は94km（往復） $\div 2 = 47$ kmであることから10箇所と想定し発注いたしました。

次に契約金額の増額の内容につきましては、二次調査箇所数及び二次調査結果の解析数の増加による変更となっております。

単価につきましては単純に当初設計の単価に対し増加分の36箇所を計上しているわけではなく、当初設計では二次調査として昼間施工でのハンディー型地中探査機＋スコープ調査10箇所を想定しておりましたが、二次調査は道路を規制し調査すること、埋設管への影響等を考慮し実施する必要があるため、昼間施工でのハンディー型地中探査機＋スコープ調査を26箇所、夜間施工でのハンディー型地中探査機＋スコープ調査を19箇所、夜間施工でのハンディー型地中探査機のみ1箇所の46箇所に変更していることから、各単価は当初契約額より高くなります。

また、増額の内容には直接費調査費等の増額分のほかに、直接調査費等の増額した分に対する諸経費、一般管理費が発生することから、全体で約203万円の増額となっております。

○ 変更契約により2次調査の箇所を46箇所に増加した理由をお伺いします。

二次調査は、一次調査の結果により空洞の可能性のある箇所に対し詳細調査として実施するものであり、発注時の箇所数は想定としての計上しかできないため、土木学会での資料を基に10km当たり2箇所と定め、路線延長は94km（往復） $\div 2 = 47$ kmであることから10箇所と想定し発注いたしました。

しかし、一次調査の結果、空洞の可能性のある箇所は46箇所発見され、46箇所の中で優先順位をつけて調査箇所数を絞ることも検討いたしましたが、二次調査を実施しなかった箇所で陥没が発生する可能性も懸念され、また空洞は第三者被害に直結するものであることから、二次調査の箇所数を変更したものです。

(3) 抽出事案3「衛生センターし尿処理施設運転管理業務委託」

【主な質問・意見等】

- 今回の業務委託は、前回までの委託期間が完了したことによるものと思われませんが、委託期間は何年でしょうか。また、本業務の委託はいつから行われていたのか、また、これまで委託期間の見直しなど行われていたのでしょうか。今回の受託者は、前回同様と推察され、それによる利点も大きいものと思われませんが、どのようなことが考えられるのでしょうか。

また、8者を指名し、入札において6者が辞退していますが、その理由をお伺いします。

委託期間については3年間（R4～6度）となります。現行内容（薬品の管理等を含む）では、前回（H31～H34（R4）度）から委託しており、それ以前の内容（薬品の管理等を除く3年間契約）では平成25年度～平成30年度までの6年間委託しておりました。なお、平成24年度以前は環境緑化公社に、し尿収集と運転管理等を一括で委託しておりました。委託期間の見直しについては、3年毎に業務内容を確認し委託内容、期間等を精査しております。

受託者は前回と同様となっており、設備の状況に精通している等が利点となると考えられます。

6者の辞退理由につきましては、「人員の確保が困難なため」が2者、「技術者の確保が困難なため」が2者、「会社の都合のため」が2

者となります。

- 1 平成30年においても、同じ落札者と同種の件で契約を締結していることが認められますが、今回の入札は、平成30年以来の入札という理解で宜しいでしょうか。

- 2 仮に前回も同じ落札者であったとして、必ずしも同じ落札者でなければ仕様上対応できないというような性質ではないかどうか（他の事業者においても対応可能であること）をお伺いします。

今回の入札は平成30年以来の入札となります。

本委託業務は、し尿処理施設の運転管理業務等であり、決して特殊性があるものではなく、し尿処理施設の運転管理業務を受託している業者であれば業務を行うことは可能と考えております。

- 落札率が高いこと。又、落札業者が有利になるような状況があるのかお伺いします。

落札率が高いことについては、本業務委託は委託経費の半分以上が人件費であり、その外の経費としては諸経費や薬剤費等の物件費となります。人件費の積算については「国土交通省の建築保全業務労務単価」に基づき算出しており、諸経費についても環境省の「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領」に基づいて算出しておりますので、ある程度金額の推計はできます。

業務内容が「し尿処理施設の維持管理に関する業務内容」であることから、特段、落札業者が有利になることはないと考えております。

- 平成30年の同種の業務委託における入札の参加状況はどうだったのかお伺いします。

仮に平成30年においても、本件と同様、指名した事業者の多くが辞退したという事情があり、また、本件の委託業務の特性からして落札業者において特殊技術等を特段要しないという点があったのであれば、実質的な競争の確保という観点からすれば、二者入札という事態は正当化することができないと考えます。

そのため、今回のような事態を避けるためにも、次回以降の入札においては、今回の8者よりもさらに多くの事業者を指名するなどといった工夫が必要であると考えます。

平成30年度の入札状況につきましては、3者が入札、5者が辞退となっております。辞退理由につきましては、「技術者の確保が困難なため」が4者、「人員の確保が困難なため」が1者となっております。

現在、建設工事以外は指名競争を基本としておりますが、例年、一者応札が続く場合、一般競争入札に切り替える等の対策をしております。本件につきましては複数の応札があるため指名競争としておりましたが、競争性の確保ということについていただいたご意見を踏まえ、検討させていただきたいと思っております。

(4) 抽出事案4「空気呼吸器一式(面体付き)及び面体(単体)購入」

【主な質問・意見等】

- 物品はある程度、市場価格が決まっていると推測されるため、落札率が高くなることは理解できますが、応札者3者の金額差は企業努力と判断して宜しいでしょうか。

空気呼吸器などは、どの程度の割合で購入され、これまでの入札実績において、落札業者は何者くらいあるのでしょうか。

応札者3者の金額差につきまして、今回導入した空気呼吸器は本社がアメリカにあるMSA社の製品です。国内輸入は落札業者（正確には落札業者の子会社）が行っており、応札者他2社も落札業者を介して納入することから、仲介料等により金額差が生じていると思われる。

空気呼吸器の購入割合に関して、購入頻度は耐用年数に応じて15年～20年(各製品により差異あり)を目安に更新となりますが、基本的に消防車両更新時(更新目安15年)に積載資器材のひとつとして車両と同時に購入しています。そのため近年、空気呼吸器単体での購入実績はありません。

- 落札率が99.7%と高いので、指名業者の選定理由及び八千代市での契約実績についてお伺いします。

契約業者を含めて指名業者につきましては、八千代市競争入札参加資格者名簿に登載されている業者の中から、国又は地方公共団体との履行実績等を考慮し選定しております。入札執行時において、契約業

者と本市との契約実績はございません。

(5) 抽出事案 5 村上 1 1 5 7 番地先配水管改良工事

【主な質問・意見等】

- 参加資格において「八千代市内に本店を有する者」という事項を設定している理由を教えてください。

今回、無資格 1 者を除いて、応札者 4 者のうち、3 者が予定価格内で近接した金額ですが、今回のような工事は、過去の実績から、ある程度予定価格が予測されるための結果と判断して宜しいでしょうか。

市内業者については、技術力、経験値の向上、市内経済の活性化等を目的とし、受注機会の確保には特に考慮すべきものとされていることから、技術的適性を有する業者が一定数おり、競争性が確保できる場合は、市内業者向けに発注いたします。

本件のような配水管改良工事は、設計金額に係わらず年間を通して比較的多く発注しており、各者も受注実績が豊富にあります。また、情報公開制度を利用し、契約事務完了後に金入り設計書の情報入手して設計の額の確認を行っている事業者もいることから積算精度が上がっているものと推測します。

- 落札率 96.49% はかなり高いが、受注者と市との関連についてお伺いします。

情報公開制度を利用し、契約事務完了後に金入り設計書の情報入手して設計の額の確認を行っている事業者もいることから、積算精度が上がっているものと推測します。受注業者との関連は特段ありません。

(6) 抽出事案 6 八千代 1 号幹線浸水対策管渠布設（オープンシールド工法下流部）工事

【主な質問・意見等】

- 参加資格で事案 1 や 5 にあった「八千代市内に本店を有する者」という設定をしなかった理由と、仮に市内とした場合、登録業者は何者程度になるのかお伺いします。また、何者以上であれば、この事項を

設けるのか目安をお伺いします。併せて、市内業者数が満たない場合は、段階的に準市内、県内などに広げず、市内か全国かという2択という理解で宜しいでしょうか。

第一回入札において参加申込3者のうち、2者が辞退した理由をお伺いします。最終的に、入札に応じた業者が1者で、しかも市内業者が落札率99.6%と高い数値で落札されております。このような工事では、これまでの実績や土地勘なども含め、市内業者にイニシアチブが働くなどあるのでしょうか。また、市内の経済を考えたうえでは良い結果かと思いますが、今回の登録業者一覧から応札者がもう少し多くなるように思えますが、どうお考えかお伺いします。

参加資格要件1, 2を鑑みて、土木一式工事で特定建設業の許可を有する等級格付Aで登載されている市内業者は全6者ありました。「八千代市建設工事制限付き一般競争入札実施要領」では、本工事の予定価格が3億円以上となりますので、市内業者数が10者以上必要となる他、本工事は、「オープンシールド工法」という特殊工法であるため、設計金額や工事の難易度等から地域要件をなくして参加資格要件を設定いたしました。なお、市内業者数が基準を満たない場合は、段階的に県内・準県内、県外へと地域要件を拡大していきませんが、本工事だけでなく、市外業者も対象とする場合は、工事の難易度等、総合的な見地から参加資格要件は設定しております。

2者の入札辞退理由は「会社都合」と「技術者の確保が困難」とのことでありました。

オープンシールド工法による工事は、本工事の上流部側で行っており、その施工を本案件の落札者である(株)船越組が行いましたが、今回の入札との関連については不明です。

入札参加申請者数については、等級格付Aと特定建設業許可は外せない要件でしたので、地域要件を設けずに応札を求めましたが今回の結果となりました。

- 1 2者辞退があったため、実質的に1者入札となっておりますが、本件のオープンシールド工法の管渠敷設工事を実施する能力のあった事業者(実績のある事業者)は、八千代市内に何者存在しますか。
- 2 同種の工事(オープンシールド工法の管渠敷設工事)における直

近3年分程度の入札状況をお伺いします。

仮に辞退等により、事実上の1者入札が継続しているようであれば、入札参加事業者を八千代市内に本拠を置く事業者に限定するのは、実質的な競争が確保されているとはいえない状況と考えます。そのため、市内の事業者を育成するという政策的な配慮も理解可能であるものの、この場合には、他の市町村に本拠がある事業者であっても、能力ある競争事業者を呼び寄せることも必要と考えます。

直近3年の本市におけるオープンシールド工法による建設工事の入札は本件を除いて1件です。

令和2年度に「八千代1号幹線浸水対策管渠布設（オープンシールド工法上流部）工事」を発注しており、本件と同じ業者が落札しています。入札状況は、入札参加申請業者が4者で、2者応札、2者辞退、落札率は79.9%となっております。

いずれも地域要件を県内以上に拡げて発注しておりますが、今回は1者応札となっております。

3 その他

次回開催日については、令和4年12月から令和5年1月ごろに開催予定とするが、新型コロナウイルスの影響等を考慮し、事務局で調整を行う。

抽出案件数については、財務部契約課4件、上下水道局経営企画課2件の合計6件とする。抽出委員は菊川委員にお願いする。

以上のとおり決定した。